

新潟県条例第21号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下この条において「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表18の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>			<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあつては、この限りでない。</p>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（ <u>16の項第2号</u> に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)	7 法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（ <u>18の項第2号</u> に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	(略)	(略)
(略)			(略)		
			9 法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者	指定居宅介護支援事業者指定手数料	1件につき 24,700円
			10 法第79条の2第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者	指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	1件につき 8,700円
<u>9</u> (略)			<u>11</u> (略)		
<u>10</u> (略)			<u>12</u> (略)		
<u>11</u> (略)			<u>13</u> (略)		

<u>12</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>16</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>16</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>17</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>18</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>22</u> (略)
備考	備考
18の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。	20の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。

(新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の廃止)

第2条 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。